

○国土交通省令第十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十八条第一項、第四十九条第三項及び第五十四条第四項の規定に基づき、自動車点検基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月十四日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

自動車点検基準の一部を改正する省令

自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「自動車」の下に「（被牽引<sup>け</sup>自動車を除く。）」を加え、同条第三号を削り、同条第二号中「（二輪自動車を除く。）」を削り、「別表第四」を「別表第五」に改め、同号を同条第三号とし、同条

第一号の次に次の一号を加える。

一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車（被牽引<sup>け</sup>自動車に限る。） 別表第四

第二条第四号中「自動車」の下に「（二輪自動車を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。） 別表第七

第二条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項第九号中「自家用検査対象外軽自動車」の下に「（二輪の軽自動車を除く。）」を加え、同号を同項第八号と

する。

第四条第二項中「同条第四号」の下に「及び第五号」を加える。

第五条第一項中「別表第七」を「別表第八」に改め、同条第二項第一号中「自動車」の下に「（被牽引自動車を除く。）」を加え、同項第三号を削り、同項第二号中「（二輪自動車を除く。）」を削り、「別表第

四」を「別表第五」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車（被牽引自動車に限る。） 別表第四に定める十二月ごと  
に行う点検

第五条第二項第四号中「自動車」の下に「（二輪自動車を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。） 別表第七に定める二年ごとに行  
う点検

別表第一ブレーキの欄中「きき」を「効き」に改め、同表タイヤの欄中

- 1 タイヤの空気圧が適当であること。
- 2 亀裂及び損傷がないこと。
- 3 異状な摩耗がないこと。
- ※4 溝の深さが十分であること。

「 を 「

- 1 タイヤの空気圧が適当
- 2 亀裂及び損傷がないこ
- 3 異状な摩耗がないこと
- (※1) 4 溝の深さが十分である
- (※2) 5 ディスク・ホイールの

であること。  
と。  
。  
こと。  
取付状態が不良でないこと。

に改め、同表バッテリーの欄、原動機の欄及びウインド・ウオツシャ及び

ワイパーの欄中「※」を「(※1)」に改め、同表の(注)中「※」を「(※1)」に改め、同表の(注)を同表の(注)①とし、同表の(注)に次のように加える。

② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第三制動装置の欄中「きき具合」を「効き具合」に改め、同表走行装置の欄中

「  
1 リム、サイド・リング及びホイール  
・ディスクの損傷  
2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

を

(※3) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷  
2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷  
3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

に改め、

同表電気装置の欄中「(※2) 1 点火プラグの状態」を「(※2) (※4) 1 点火プラグの状態」に改め、同表連結装置の欄中

「  
1 カプラの機能及び損傷

き

「  
1 カプラの機能及び損傷

2 キング・ピンの亀裂及び損傷  
3 ピントル・フック及びルネット・ア  
イの損傷

を

2 ピントル・フックの摩耗、亀裂及び  
損傷

に改め、

同表の(注)②中「3か月間当たり」を「3月当たり」に改め、同表の(注)に次のように加える。

- ③ (※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
- ④ (※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

別表第五を削る。

別表第四制動装置の欄中「きき具合」を「効き具合」に改め、同表電気装置の欄中「(※4) 1 点火プラグの状態」を「(※4) (※5) 1 点火プラグの状態」に改め、同表の(注)③中「道路運送法施行規則第52条」を「道路運送法第80条第1項」に改め、同表の(注)④中「6か月間当たり」を「6月当たり」に改め、同表の(注)に次のように加える。

- ⑤ (※5) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わない

ことができる。

別表第四を別表第五とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第4 (被牽引自動車の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所		点検時期	12月ごと
置 装 動 制	ブレーキ・ペダル	ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	

ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	機能
リレー・エマーシエン シ・バルブ		機能
ブレーキ・カム		摩耗
ブレーキ・ドラム及び ブレーキ・シュー	<p>1 ドラムとライニングとのすき間</p> <p>(※1) 2 シューの摺動部の 分及びライニング の摩耗</p>	ドラムの摩耗及び損傷

置 装 行 走	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態  2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	バック・プレート	バック・プレートの状態
			ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクの摩耗及び損傷
			(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間  (※1) 2 パッドの摩耗	
				(※2) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷  2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷

置	エア・サスペンション	<p>1 エア漏れ</p> <p>(※1) 2 ベローズの損傷</p> <p>(※1) 3 取付部及び連結部の緩み並びに損傷</p>	油漏れ及び損傷
装	リア・サスペンション	スプリングの損傷	リングのがた
緩	取付部及び連結部の緩み、	レベリング・バルブの機能	3 ホイール・ベア
	がた及び損傷		

<p>連結装置</p>	<p>車枠及び車体</p>	<p>エア・コンプレッサ</p>	<p>電気装置</p>
<p>1 カプラの機能及び損傷 2 キング・ピン及びルネッ ト・アイの摩耗、亀裂及び</p>	<p>緩み及び損傷</p>	<p>エア・タンクの凝水</p>	<p>電気配線</p>
			<p>接続部の緩み及び損傷</p>

		損傷
その他	シヤシ各部の給油脂状態	

(注) ① (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以

降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる

時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる。

② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

別表第六かじ取り装置の欄中「※」を「(※1)」に改め、同表制動装置の欄中「きき具合」を「効き具合」に、「※」を「(※1)」に改め、同表走行装置の欄及び動力伝達装置の欄中「※」を「(※1)」に改め、同表電気装置の欄中「※1 点火プラグの状態」を「(※1) (※2) 1 点火プラグの状態」に改め、同表原動機の欄及びエグゾースト・パイプ及びマフラの欄中「※」を「(※1)」に改め、同表の(注①)中「最初の」及び「に係る技術上の基準」を削り、「に掲げる」の次に「基準による」を加え、同表の(注②)中「※」を「(※1)」に、「年間当たり」を「1年当たり」に改め、同表の(注③)に次のように加える。

③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

別表第七を別表第八とし、別表第六の次に次の一表を加える。



別表第7 (二輪自動車の定期点検基準) (第二条関係)

位置 装 り 取 り 取 り 取 り	か	点検箇所	点検時期	2年ごと
	じ			
	ハンドル			1年ごとの点検に次の点 検を加えたもの
	フロント・フォーク	ステアリング・ステムの軸 受部のがた		1 損傷 2 ステアリング・ステムの 取付状態

置 装 動 制			
	ブレーキ・ペダル及び ブレーキ・レバー	1 遊び 2 ブレーキの効き具合	
	ロッド及びケーブル類	緩み、がた及び損傷	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	
	マスタ・シリンダ、ホ イール・シリンダ及び ディスク・キャリパ	液漏れ	機能、摩耗及び損傷
	ブレーキ・ドラム及び ブレーキ・シュー	（※1） 1 ドラムとライニ ングとのすき間	ドラムの摩耗及び損傷

<p>置 装 行 走</p>	<p>ホイール</p>	<p>(※1) 1 タイヤの状態</p> <p>2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み</p> <p>(※1) 3 フロント・ホイール</p>	
	<p>ブレーキ・ディスク及びパッド</p>	<p>(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間</p> <p>(※1) 2 パッドの摩耗</p>	<p>ディスクの摩耗及び損傷</p>
		<p>(※1) 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗</p>	

力	動	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	た	ール・ベアリング のがた (※1) 4 リヤ・ホイール ・ベアリングのが	
	装	置	ショック・アブソーバ			
	緩	ム	サスペンション・アー			連結部のがた及びアームの 損傷
						油漏れ及び損傷
						作用

気 電	点火装置	(※1) (※2) 1 点火プ	
	ドライブ・ベルト	(※1) 摩耗及び損傷	
	チェーン及びスプロケ ット	1 チェーンの緩み 2 スプロケットの取付状態 及び摩耗	
	プロペラ・シャフト及 びドライブ・シャフト	(※1) 油漏れ及び油量	継手部のがた
伝 達 装 置	トランスミッション		

機 動 原	置 装	
本 体	電 気 配 線	バ ッ テ リ
状 態 2 低 速 及 び 加 速 の 態 ・ エ レ メ ン ト の 状 (※ 1) 1 エ ア ・ ク リ ー ナ		期 態 2 点 火 時 タ ー ミ ナ ル 部 の 接 続 状 態
	接 続 部 の 緩 み 及 び 損 傷	

ば	ブローバイ・ガス還元		配管の損傷
	冷却装置	水漏れ	
	燃料装置	1 燃料漏れ 2 リンク機構の状態 3 スロットル・バルブ及び チョーク・バルブの作動状 態	
	潤滑装置	油漏れ	
		3 排気の状態	

害 有 、 、 ス ガ る あ の 臭 の 悪 、 煙 、 い	装置 一酸化炭素等発散防止 装置		1 二次空気供給装置の機能 2 配管の損傷及び取付状態
---------------------------------	------------------------	--	--------------------------------

エグジースト・パイプ及び	置 装 止 防 散 発 の 等 ス ガ ナ
取付けの緩み及び損傷	
マフラの機能	

マフラ		
フレーム	緩み及び損傷	
その他	シヤシ各部の給油脂状態	

- (注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。
- ② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が1年当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

- ③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

## 附 則

( 施行期日 )

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

( 自動車型式指定規則の一部改正 )

2 自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「、一年九月間」を「一年九月間」に、「自動車点検基準  
第三条第二項第五号に掲げる

自動車及び」を「広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに」に改め、「大型特殊自動車を除く。）」の下に「及び二輪の小型自動車」を加え、「、三年九月間」を「三年九月間」に改める。

( 指定自動車整備事業規則の一部改正 )

3 指定自動車整備事業規則（昭和三十七年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号イ中「別表第三」の下に「又は別表第四」を加え、同項第二号中「（二輪自動車を除く。）」を削り、同号イ中「別表第四」を「別表第五」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「に掲げる自動車」の下に「（二輪自動車を除く。）」を加え、同号ロ中「別表第六」を「別表第五」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）にあつては、次に掲げる点検

イ 自動車点検基準別表第七に定めるすべての点検

ロ 主として砂利道等舗装されていない道路において運行する等使用の状況が特殊であるため、イに

掲げる点検のみによつては当該自動車保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、別表第六に掲げる点検のうち、その判断のために必要な点検

ハ 無段変速装置、電気装置の断続器等特殊な構造及び装置を有するため、  
イに掲げる点検のみによ

つては当該自動車保安基準に適合するかどうか及び適合しなくなるおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、当該特殊な構造及び装置に関してその判断のために必要な点検

別表第四走行装置の欄中「ホイール・ディスク」を「ディスク・ホイール」に改める。

別表第五を削る。

別表第六走行装置の欄中「ホイール・ディスク」を「ディスク・ホイール」

に改め、同表を別表第五とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第六（第六条関係）

点検箇所		点検内容
走行装置	リム又はディスク・ホイール	損傷
緩衝装置	シャシばね又はショック・アブソーバ	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション	変速機構の機能
原動機		運転状態

